

# 生成 AI の利用に関するガイドライン

Vol. 2

令和 7 年 6 月  
柏市教育委員会学校教育部指導課

# 1 はじめに

## (1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、柏市の教職員を主たる読み手として、学校現場における生成AIの適切な活用を実現するための参考資料となるよう、利活用にあたっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたものである。よって、生成AIの利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない。

現行の学習指導要領は、AIの存在を前提として、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった社会の変化が加速し、複雑となるこれから時代に必要な資質・能力を確実に育成することを目指している。このような学習指導要領の理念は、生成AIが急速に進化している現在においても重要である。手軽に情報が得られるデジタル時代であるからこそ、学ぶことの意義についての理解を深めることや、個々の情報の意味を理解し、問題の本質を問うこと、単なる個別の知識の集積ではない深い意味理解を促すことが求められる。

AI時代を生きる児童生徒が生成AIをはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が才能を開花できるようになることは重要であり、生成AIの学校における利活用はその一助になり得るものである。

このような目的から、本ガイドラインでは生成AIの概要、基本的な考え方を示したうえで、学校現場が混乱したり、不安を感じたりすることなく、学習指導要領に示す資質・能力の育成に向けて適切に生成AIと向き合い、利活用することができるよう、学校現場の視点から基本的な方針及び実務的なポイントについて、具体的な事例を含め示した。

本ガイドラインは、状況に応じて隨時見直していくことを前提としている。

## (2) 本ガイドラインが対象とする範囲

本ガイドラインが対象とする生成 AI は、アプリの信頼度から「Gemini (Google 社・13歳以上)」及び「Microsoft 365 Copilot (13歳未満は利用不可)」、「Chat GPT (13歳以上)」をはじめ、教育利用に特化した生成 AI と認識されているアプリの利用を想定している。

利用する際は必ず利用規約を読み、対象年齢だけではなく入力データの収集に関する設定についても確認することが必要である。

対象とする相手は、柏市の教職員、柏市立小学校に通う小学生（以下児童という。また5年生以上を目安とした、生成 AI の特性を十分理解した児童）及び柏市立中学校に通う中学生（以下生徒という）とする。児童生徒の利用に関しては、保護者の同意が必要なアプリがある。市教委より通知し、保護者配付している同意書をもって同意したものとするため、未提出の児童生徒が利用する場合には家庭に対しては同意書を求め学校で保管する。

### （3）本ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、柏市の教職員及び児童生徒が遵守すべき生成 AI 利用時の禁止事項や注意事項について記載する。

生成 AI は、いずれのサービスも基本的に「ユーザーが何らかのデータを入力して、何らかの処理（保管、解析、生成、学習、再提供等）が行われ、その結果（生成物）を得る」という構造である。そのため、以下の2つのパートから構成する。

#### I データ入力に際して注意すべき事項

#### II 生成物を利用するに際して注意すべき事項

## 2 使用について

### I データの入力に際して注意すべき事項

生成 AI ツールに入力（送信）するデータは多種多様なものが含まれるが、知的財産権の処理の必要性や法規則の遵守という観点から、以下（1）～（5）に示す類型のデータを入力する場合、特に注

意が必要である。

#### (1) 個人情報

生成 AI ツールにおいて入力したデータは、学習され検索対象になったり、当該ツール提供者のモデル学習に利用されたりする可能性があるため、生成 AI に個人情報（氏名・生年月日・住所等）を決して入力してはならない。

#### (2) 非公開情報

柏市情報公開条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報※を生成 AI に入力してはならない。

- ・法令秘情報（第 1 号）

法令又は条例により公にすることができないと認められるもの

- ・プライバシー情報（第 2 号）

氏名、生年月日、健康、財産等の個人に関する情報であり、公にしないことが正当であると認められるもの

- ・法人等情報（第 3 号）

生産技術、ノウハウ、財務経理に関する情報等、公にすると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

- ・生命等保護情報（第 4 号）

公にすると人の生命、身体、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあると認められるもの

- ・事務事業執行情報（第 6 号）

監査、契約、調査研究等に関する情報で、公にすると事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じると認められるもの

※詳細は『柏市情報公開条例』第 7 条（公文書の開示義務）を参照

#### (3) 他者から秘密保持義務を課されて開示された秘密情報

他者との間で秘密保持契約を締結して取得した秘密情報を生成 AI に入力する行為は、生成 AI ツール提供者という「第三者」に対して秘密情報を「開示」することで秘密保持契約に反する可能性があるため、生成 AI に秘密情報を入力してはならない。

## II 生成物を利用するに際して注意すべき事項

生成 AI ツールは、インターネット上の情報の正誤を判断して生成するプログラムになっておらず、生成物の正確性は保証されないため、利用する際は以下 (1) ~ (4) に示す事項に注意が必要である。

### (1) 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性

生成 AI に含まれる大規模言語モデルの原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものであり、フェイク情報も学習してしまうことがあるため、生成物の内容には虚偽が含まれている可能性があることに注意すること。

生成 AI は学習データがないことは答えられない。生成 AI の学習モデルの例として GPT-3.5 モデルでは、2021 年 9 月までのデータで学習するため、それ以降に発生した事項については答えられないか誤った回答をしてしまう。

このような生成 AI の特性や限界を把握し、生成物の内容を盲信せず、必ず根拠や裏付けを一つずつ自ら確認し、最後は人間が判断し責任をもつことが重要。

### (2) 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性

#### ア 著作権侵害

生成 AI からの生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性がある。

そのため、以下の留意事項を遵守すること。

- ①プロンプトに既存著作物、作家名、作品の名称を入力しない。また、似せる意図をもったと思われるプロンプトの入力の仕方もしない。
- ②特に生成物を「利用」する場合には、生成物が既存著作物に類似しており著作権の侵害にあたらないかを確認するようとする。
- ③生成物については必ず出典を記載する。文章、画像共についてはどの生成 AI のアプリを使って作成した

か、画像についてはどのようなプロンプトによって作成したかを明記する。

#### イ 商標権・意匠権侵害

画像生成 AI を利用して生成した画像や、文章生成 AI を利用して生成したキャッシュコピー等を商品ロゴや広告宣伝等に使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があるので、生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査を行うようすること。

#### ウ 虚偽の個人情報・名誉毀損等

生成 AI は、個人に関する虚偽の情報を生成する可能性があることが知られている。虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法違反（法 19 条、20 条違反）や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があるので、必ず事実確認を行うようすること。

### （3）生成物について著作権が発生しない可能性

生成 AI による生成物に著作権が発生していない場合、当該生成物は基本的に第三者に模倣されるということになるので、自らの創作物として権利の保護を必要とする個人や組織にとって大きな問題となる。

生成 AI による生成物に著作権が発生するか否かについては、生成 AI を利用しての創作活動に人間の「創意的寄与」があるか否かによって定まるため、生成物をそのまま利用することは極力避け、できるだけ加筆・修正して自らの著作物として利用すること。

### （4）生成 AI のポリシーに対する留意

生成 AI においては本ガイドラインに記載する制限に加え、生成 AI ツールごとにポリシー上独自の制限を設けているため注意すること。

## 3 生成 AI の活用方策（校務での使用について）

校務での活用の際、校務の効率化や質の向上等、働き方改

革の一環として活用することが考えられるが、あくまで「たたき台」としての利用であり、最後は教職員自らがチェックし、推敲・完成させる必要がある。そのために、まずは教職員自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点を把握する。その上で、仕組みや特徴を理解し、内容の適切性を判断できる範囲内で積極的に利活用する。

効果が見込まれると想定される具体例を以下に示す。

#### (1) 推奨する活用例

##### ①児童生徒の指導に関わる業務の支援

- ・教材のたたき台
- ・練習問題やテスト問題のたたき台
- ・生成AIを模擬授業相手とした授業準備

##### ②学校行事・部活動への支援

- ・校外学習等の行程作成のたたき台
- ・運動会の競技種目案のたたき台
- ・部活動等の大会・遠征にかかる経費の概算
- ・定型的な文書のたたき台

##### ③学校の運営にかかわる業務の支援

- ・報告書のたたき台
- ・授業時数の調整案のたたき台
- ・教員研修資料のたたき台
- ・HP等広報用資料の構成やたたき台
- ・挨拶文や式辞等の原稿のたたき台

##### ④外部対応への支援

- ・保護者向けのお知らせ文書のたたき台
- ・外国籍の保護者へのお知らせ文書の翻訳のたたき台

#### (2) 適切ではない活用例

上記の具体例にある通り、「たたき台」としての使用がふさわしいため、生成AIによって作られた資料や文書をそのまま活用したり内容の正確さを確認せずに使用したりすることはふさわしくない。

テキストマイニングを用いると、複数の情報から多数ある情報を明確化することができる。出た情報が必ずしも正解に

つながるというわけではないことを理解せず、鵜呑みにして活用することはふさわしくない。

- ①教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成 AI から児童生徒に対し回答させること。
- ②児童生徒の学習評価を、教師が生成 AI からの出力のみをもって行うこと。

#### 4 生成 AI の活用方策（学習指導について）

活用するにあたり、情報モラル教育の一環として、教師は生成 AI が生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を児童生徒に気づかせるなど、まずは理解させることが必要である。また、児童生徒に自由に使わせるためには、リスクやメリット・デメリットに関する学習を十分に行い、情報モラルを含む情報活用能力を一層充実させていくことが必要である。

##### （1）推奨する活用例

「生成 AI 自体を学ぶ場面」「使い方を学ぶ場面」「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面」を組み合わせたり往還したりしながら、生成 AI の仕組みへの理解や学びに生かす力を高める。

生成 AI の活用に向けて利用可能な動画教材例

（YouTube 文部科学省）

- ・全部正しいの？生成 AI って  
<https://www.youtube.com/watch?v=j9XJJkh20YM>
- ・うっかり入力？個人情報を守るとは  
<https://www.youtube.com/watch?v=e5D1W4Pk7vI>
- ・1つの情報で大丈夫？自分で考える情報選びとは  
<https://www.youtube.com/watch?v=YKXZHn7ugto>

学校業務において、生成 AI の活用により効果が見込まれると想定される具体例を以下に示す。

- ①情報モラル教育の一環として、教師は生成 AI が生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等

を児童生徒に気づかせる。（生成 AI 自体を学ぶ場面）

- ②グループの考え方をまとめたり、アイデアを出したりする活動の途中段階で、児童生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させる。（積極的に用いる場面）
- ③英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストを作成したりすることに活用させる。（積極的に用いる場面）
- ④外国の児童生徒等、日本語学習のために活用させる。
- ⑤プログラミングの授業において、構成を理解させるためや、プログラム制作の参考にするために活用させる。
- ⑥生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、よりよい文章として修正した過程・結果をまとめる。（使い方を学ぶ場面）

## （2）適切ではない活用例

- ①生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する。
- ②各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること。
- ③詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、子どもの感性や独創性を發揮させたい場面や初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせること。
- ④定期考查や小テストなどで子どもたちにつかわせること。

## 附 則

このガイドラインは、令和7年6月より施行する